

防衛省内の新型インフルエンザ対応

1 経 緯

(1) 政府行動計画（現行）

現行の政府行動計画においては、自衛隊は、人への感染例はあっても、人から人への感染力は基本的にない状況（フェーズ3。現在はこの段階）以下のフェーズにおいて、鳥の殺処分等の支援を行うことが期待されているが、これを超えるフェーズ4以上において、特に期待される活動は明記されていない。

(2) 与党鳥由来新型インフルエンザ対策P T（与党P T）の提言

与党P Tが有識者、関係各省、航空会社等民間企業から聞き取りを行った上で、本年6月20日にとりまとめた提言においては、人から人への感染力が確認されるフェーズ4からパンデミック期（フェーズ6）を念頭に下記が明記されている。

- ①新型インフルエンザ発生時における邦人帰国のための自衛隊機・艦船等の派遣
- ②検疫体制を強化するための自衛隊医官等の協力
- ③パンデミック時等の医療提供における自衛隊病院及び医官等の活用
- ④パンデミック時等の食料・生活必需品の運搬 等

(3) 防衛省内の検討状況

第9回生物兵器対処委員会（H 20． 5． 22）において防衛省内の新型インフルエンザ対応の検討を実施することが決定され、第10回生物兵器対処委員会（H 20． 7． 28）において本ペーパーを取りまとめた。今後、防衛省新型インフルエンザ対策行動計画（仮称）を策定するとともに、統幕等によって、自衛隊対処計画（仮称）及び態勢維持マニュアル（仮称）を策定する。

2 防衛省・自衛隊の業務継続のための措置

防衛省・自衛隊は、我が国を防衛し、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるとともに、国際社会の平和及び安全の維持に資する活動等を行うため、新型インフルエンザが発生した場合においても業務を継続的に遂行することに万全を期す。

(1) プレパンデミックワクチンの接種

現在、厚生労働省で行われている臨床研究（約6000名への試行）の結果に基づいて、政府として社会機能維持者に対して接種を行うことを決定した場合、自衛隊員にはできるだけ早い段階で、プレパンデミックワクチンの接種を行う。ワクチ

ン接種は全隊員に実施するが、その際、医療従事者や新型インフルエンザに係る活動に参加することが予想される隊員を優先的に実施する。

（２）抗インフルエンザウイルス薬の投与

政府行動計画に基づき、フェーズ４Ｂになった段階で、抗インフルエンザウイルス薬を感染予防に用いる。予防投与は各人１０日間まで。対象は、医療従事者や新型インフルエンザに係る活動に参加する隊員に限定し、医療従事者等が予防投与前に感染者と濃密に接触した場合には、事後確実に投与できるよう必要な準備を行う。

（３）その他の感染予防対策

各部隊等においては、うがい及び手洗いの励行、咳をしている隊員によるマスク着用の励行、医務室等における受診の勧奨等によって、新型インフルエンザの感染及びまん延の防止に努める。感染者又はその疑いのある者に接する可能性がある場合には、必要な個人防護具を装備するとともに、用いた装備・施設の消毒の徹底を図る。

（４）感染疑い自衛隊員発生時の対処

感染拡大初期においては、感染疑い自衛隊員を、周辺地域にある部外病院の感染症病床等に入院させることとするが、感染拡大に伴う周辺地域における医療提供の状況の変化に応じて、自衛隊病院（一般病床）への収容、営内での感染者の隔離等を行い、自衛隊内での感染拡大を最小限に抑えるよう努める。

３ 防衛省・自衛隊に期待される新型インフルエンザ対策

平成１９年に策定された政府行動計画を踏まえて、平素から関係機関と密接に連携及び協力し、国内外において新型インフルエンザが発生した場合には、関係機関からの要請に応じて、人命の保護のために活動を実施する。

（１）新型インフルエンザ発生時における邦人帰国のための自衛隊機・艦船等の派遣

鳥インフルエンザの人への感染は、２００３年頃からベトナム、タイで発生し、その後、インドネシア、中国、エジプト等に拡大している。今後、このような地域において、当該インフルエンザが人から人へ感染することが予想されており、そのような事態が生じた場合には、当該地に在留する邦人の多くが我が国に帰国することが考えられる。発生当初は、民航機により退避することとなるが、定期航空便や船便が運航停止した場合において、取り残された邦人（最後まで残る大使館要員を含む）輸送に、自衛隊機（政府専用機、ヘリコプターを含む）、自衛隊艦艇を活用することが期待されている。

今後、輸送に当たる隊員の防護に必要な措置の確保を進めるとともに、関係省庁と輸送所要の見積もり、搭乗前スクリーニングの要領、輸送中の邦人からの感染防

止方法について協議する。

（２）検疫体制を強化するための自衛隊医官等の協力

海外において新型インフルエンザが発生した時に、当該国から大量の邦人が帰国し、検疫職員の不足が予想されていることから、検疫体制を強化するための自衛隊医官等の協力に対する期待があるものの、そのニーズが不明確であるため、厚労省との調整により役割及び所要等を明らかにし、防衛省としての対応の可否について検討する必要がある。

（３）パンデミック時等の医療提供における自衛隊病院及び医官等の活用

現在、自衛隊病院は、新型インフルエンザ感染患者を取り扱うことができる病床（第一種感染症病床等）を保有しておらず、パンデミック初期において、自衛隊病院等への患者受け入れが求められることはないと考えられる。他方、パンデミックの規模が大きくなり、市中の一般病院の第一種感染症病床では収容しきれなくなった際には、第二種感染症病床、結核病床、通常病床、公民館等への収容もあり得るとされており、このような段階においては、自衛隊病院等の活用があり得る。一方、自衛隊内の感染者数も相当予想されていることから、能力の限界を踏まえた上で可能な範囲で検討する。

今後、自衛隊としての能力を維持する医療提供計画を考慮した上で、関係省庁と、全体の医療提供計画の中で自衛隊病院等をどのように位置づけるか協議する。

（４）パンデミック時等の食料・生活必需品の運搬を含む民生支援等

パンデミック時等に、感染地域への食料・生活必需品の運搬を行うことが期待されている。これに加え、当該地域において社会インフラが機能しなくなるような場合においては、与党 P T 提言に盛り込まれた輸送業務のみならず、民生支援全般や防疫活動について自衛隊に期待され得るので検討する。

４ ２ １ 概算要求における考え方

新型インフルエンザが実際に発生していない現時点において、可能な範囲で新型インフルエンザの発生規模、防衛省・自衛隊に期待される活動所要等を積み上げることによって、２１年度概算要求においては、「在外邦人輸送や国内物資輸送等」の実施に際して必要な器材、医療支援のために必要となる器材、自衛隊の機能維持のために必要となる器材を盛り込み、諸活動を行う上で最低限必要な態勢を整備することとする。

（１）在外邦人輸送、国内物資輸送等

在外邦人輸送や国内における物資輸送など輸送等の業務のために感染地域に立ち入る隊員用に、N 9 5 マスク、手袋を必要数（輸送業務担当の要員各 1 0 日分）整備する。

(2) 医療支援

パンデミック時に、自衛隊員のみならず一般の感染者を受け入れる上で最低限必要となる医療器材として、感染者と最も接する機会が多くなる医療従事者用に、N95マスク、ゴーグル、ディスポガウン、帽子、手袋、シューズカバーからなる防護衣セットを必要数（60日分）整備する。また、

量的不足が見込まれる人工呼吸器、ポータブル吸引器等

質的不足が見込まれる迅速血液分析装置、遺伝子診断装置等

医療に万全を期すために必要となる器材の整備を行う。

(3) 自衛隊の機能維持

抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ）を部隊の隊員分備蓄すべく、有効期限に配慮し、逐年整備する（初年度となる21年度は30%）。また、全自衛隊員をパンデミック期間を通して感染から防護するため、部隊の隊員用にサージカルマスクを必要数（60日分）整備する。